

北海道地方最低賃金審議会

特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

（第1回 令和5年9月12日）

資料	1	特定最低賃金専門部会委員名簿（鉄鋼）	・・・	1
資料	2	特定最低賃金専門部会運営規程（鉄鋼）	・・・	3
資料	3	特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要（鉄鋼）	・・・	5
資料	4	令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	・・・	9
資料	5	北海道最低賃金額の推移	・・・	11
資料	6	北海道の特定最低賃金の推移	・・・	13
資料	7	令和5年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）	・・・	15
資料	8	令和4年度特定最低賃金の改正決定に係る審議結果	・・・	23
資料	9	令和4年度全国の特定最低賃金額決定状況	・・・	25

北海道地方最低賃金審議会(第50期) 北海道鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年9月5日任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國武 英生	小樽商科大学 教授
	蛭川 隆介	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	長田 泰幸	JAM北海道書記長 日本製鋼所室蘭労働組合書記長
	西 良太	基幹労連北海道本部 事務局長
	山田 新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	片岡 直之	(一般)北海道商工会議所連合会 事務局長
	谷保 彰啓	日鉄ファーストテック(株) 取締役総務部長
	水戸 信也	日本製鋼所M&E(株)室蘭製作所 総務部労務グループ マネージャー

注1) 公・労・使委員は、五十音順

**北海道地方最低賃金審議会
北海道鉄鋼業最低賃金専門部会 運営規程**

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道鉄鋼業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

1 申出者

日本基幹産業労働組合連合会北海道本部
委員長 荒川 孝志

2 申出書提出（受理）年月日

令和5年7月1日（令和5年7月3日）

3 申出書内容

(1) 申出ケース：労働協約ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約	5	2,936	
機関決定			
個々の労働者の合意			
合計	5	2,936	

(3) 最も低い労働協約の金額

- ① 月額 174,200円
② 日額 8,217円
③ 時間額 1,090円

参考（昨年）

- (169,000円)
(8,028円)
(1,029円)

現在の最賃額1,000円

4 平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E221	製鉄業	1	1,091
E222	製鋼・製鋼圧延業	5	1,562
E223	製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)	17	1,119
E224	表面処理鋼材製造業	12	289
合計		35	4,061

5 平成28年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

申出基幹的労働者数（2,936）

平成28年経済センサスに基づく労働者数（4,061）

= (72.29%)

6 申出書の添付書類

(1) 労働協約（写）

(2) 申出合意書及び委任状

(3) 北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内労働協約の適用を受ける基幹的労働者数

(4) 最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

7 申出要件の該否

申出者が当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の代表と認められ、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当する。

※注：平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数は、「平成28年経済センサス—活動調査」を基礎としてその後の統計調査等により把握された事業所の廃止・労働者数の増減を反映した「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団DB（令和2年次フレーム）による集計）」を基礎資料としている。

2023年7月1日

北海道労働局長
友藤 智明 様

北海道室蘭市
日本基幹産業労働
委員長

申 出 書

最低賃金法第15条の規程により、北海道鉄鋼業の最低賃金の改正を下記の通り申出る。

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
北海道において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 4,061人
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
北海道鉄鋼業最低賃金
3. 申出の内容
改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
①賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上を満たしていること。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数} \quad 2,936人 \times 100}{\text{北海道における鉄鋼業を営む使用者に使用されている労働者数} \quad 4,061人} = 72.3\%$$

$$\begin{aligned} \text{(最も低い) 労働協約の金額} &= 174,200\text{円/月 額} \\ &8,217\text{円/日 額} \\ &1,090\text{円/時間額} \\ \text{現在適用されている法定最低賃金額} &= 1,000\text{円/時間額} \end{aligned}$$

5. 添付書類
①労働協約の写、②申出合意書および委任状、③北海道における鉄鋼業の事業所数と労働者数の概要および、この内該当労働協約の適用を受ける基幹的労働者数、④最低賃金月額および所定労働時間数・所定労働日数

以 上



令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官報 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月19日(火)		10月4日(水)		10月10日(火)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月11日(水)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月12日(木)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月13日(金)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月16日(月)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月17日(火)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月18日(水)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月19日(木)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月20日(金)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月23日(月)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月24日(火)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		10月25日(水)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		10月26日(木)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		10月27日(金)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		10月30日(月)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		10月31日(火)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月1日(水)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)

北海道の地域別最低賃金額の推移(H5年～R5年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	H.5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2
5				960	40	4.35	R.5.10.1

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日	
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)		
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1	
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1	
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1	
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1	
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1	
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1	
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1	
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1	
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1	
	14				712	-	-	-	
	15				713	1	0.14	H15.12.1	
	16				714	1	0.14	H16.12.1	
	17				718	4	0.56	H17.12.1	
	18				721	3	0.42	H18.12.1	
	19				732	11	1.53	H19.12.1	
	20				745	13	1.78	H20.12.1	
	21				754	9	1.21	H21.12.13	
	22				763	9	1.20	H22.12.8	
	23				772	9	1.18	H23.12.7	
	24				781	9	1.17	H24.12.5	
	25				791	10	1.28	H25.12.6	
	26				802	11	1.39	H26.12.1	
	27				813	11	1.37	H27.12.6	
	28				830	17	2.09	H28.12.4	
	29				850	20	2.41	H29.12.1	
	30				871	21	2.47	H30.12.1	
	R1				892	21	2.41	R1.12.6	
	2				893	1	0.11	R2.12.6	
	3				922	29	3.25	R3.12.4	
	4				954	32	3.47	R4.12.1	
	鉄鋼業	H5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
		6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
7		5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1	
8		5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1	
9		5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1	
10		5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1	
11		5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1	
12		5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1	
13		6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1	
14					753	-	-	-	
15					754	1	0.13	H15.12.1	
16					756	2	0.27	H16.12.1	
17					762	6	0.79	H17.12.1	
18					766	4	0.52	H18.12.1	
19					778	12	1.57	H19.12.1	
20					794	16	2.10	H20.12.1	
21					805	11	1.39	H21.12.1	
22					814	9	1.12	H22.12.1	
23					823	9	1.11	H23.12.2	
24					832	9	1.09	H24.12.1	
25					842	10	1.20	H25.12.1	
26					858	16	1.90	H26.12.1	
27					876	18	2.09	H27.12.1	
28					900	24	2.74	H28.12.1	
29					927	27	3.00	H29.12.1	
30					948	21	2.27	H30.12.1	
R1					967	19	2.00	R1.12.1	
2					967	-	-	-	
3					979	12	1.24	R3.12.1	
4					1,000	21	2.15	R4.12.1	

北海道の特定最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	-	-	-
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
29				842	21	2.56	H29.12.1	
30				868	26	3.09	H30.12.1	
R1				894	26	3.00	R1.12.1	
2				895	1	0.11	R2.12.1	
3				924	29	3.24	R3.12.2	
4				955	31	3.35	R4.12.1	
鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造 業、 舟艇製造・修理業	H5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	13	5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	-	-	-
	15				715	-	-	-
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
30				866	21	2.49	H30.12.1	
R1				887	21	2.42	R1.12.1	
2				889	2	0.23	R2.12.2	
3				917	28	3.15	R3.12.10	
4				948	31	3.38	R4.12.2	

令和5年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）

1 調査の概要

この調査は、北海道地方最低賃金審議会において最低賃金の改定等の審議に資するため、北海道における賃金実態を的確に把握することを目的として、北海道労働局及び厚生労働省労働基準局賃金課が通信（郵送・オンライン）の方法により実施した。

2 調査対象産業

調査対象産業	調査対象事業所	調査対象労働者
処理牛乳・乳飲料製造業 乳製品製造業 糖類製造業	E 0 9 1 3 E 0 9 1 4 E 0 9 5	処理牛乳・乳飲料、乳製品、 糖類製造業
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業	E 2 2 1 E 2 2 2 E 2 2 3 E 2 2 4	鉄鋼業
電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電池製造業 電子応用計測器製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E 2 8 E 2 9 3 E 2 9 5 E 2 9 6 E 2 9 7 [E2973除く] E 2 9 9 E 3 0	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具情報通信機 械器具製造業
船舶製造・修理業（木造船・木製漁船除く） 船体ブロック製造業	E 3 1 3 1 E 3 1 3 2	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業

3 調査事業所規模分類及び対象労働者数

常用労働者1人～9人（規模1）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者10～29人（規模2）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者30人～99人（規模3）・・・調査対象は全労働者の1/2抽出。

常用労働者100人以上（規模4）・・・調査対象は全労働者の1/5抽出。

4 調査対象事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	98事業所	4,830人
鉄鋼業	22事業所	2,785人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	88事業所	7,123人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	45事業所	946人
合計	253事業所	15,684人

5 調査回答事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	60事業所	3,323人
鉄鋼業	18事業所	1,822人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	59事業所	5,677人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	28事業所	692人
合計	165事業所	11,514人

6 調査事項

- (1) 事業所に関しては、名称、所在地、主要な生産品の名称又は事業の内容、労働者数を調査した。
- (2) 労働者に関しては、性、年齢、勤続年数、就業形態、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、その他の手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数を調査した。

7 調査期日

年齢等一定の時期における事項は、令和5年6月1日現在とした。また、賃金、労働日数等一定の期間における事項は、令和5年6月分を調査した。

8 調査結果

(1) 表象区分等

- イ 総括表(1)：産業、規模、地域、及び年齢別累積労働者賃金分布表
- ロ 総括表(2)：産業、性別及び年齢別累積労働者賃金分布表

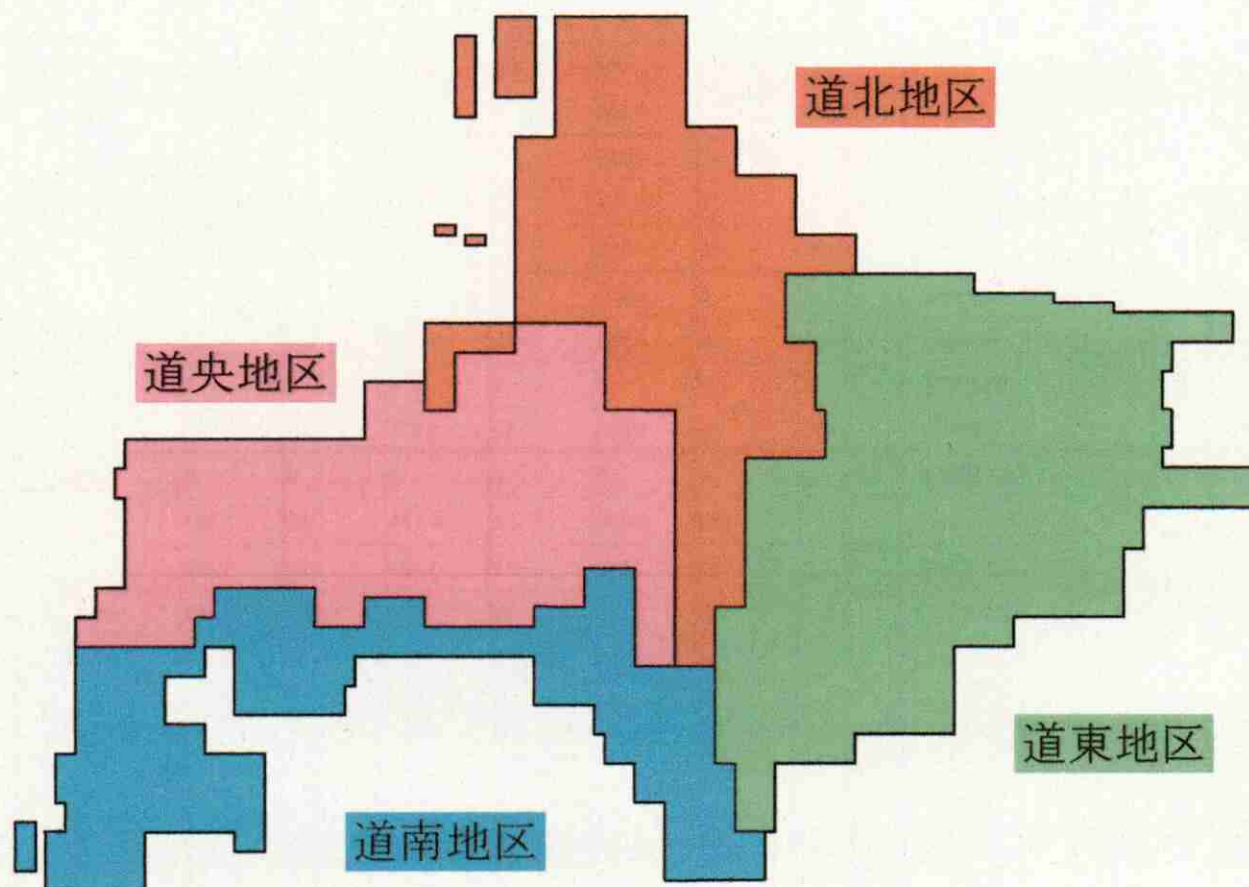
(2) 時間当たり所定内賃金額

所定内賃金額から、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当（最低賃金の算定に算入しない）を除いた額を所定労働時間1時間あたりに換算した。

(3) 地域区分

道央、道南、道北及び道東の4地区に区分した。

地域の区分



令和5年度最低賃金基礎調査概要(鉄鋼業)

時間額:1,000円

		第1・二十分位数		第1・十分位数		第1・四分位数		中位数		
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
全 労 働 者	合計	(円) 1,107	(円) -29	(円) 1,200	(円) -13	(円) 1,294	(円) -72	(円) 1,504	(円) -99	
	規模別	1~9人	993	-45	1,225	-25	1,704	454	2,076	792
		10~29人	1,082	24	1,174	37	1,364	35	1,545	-62
		30人以上	1,107	-29	1,200	-14	1,294	-76	1,497	-111
	地域別	道央地区	1,174	5	1,427	241	1,669	267	1,863	247
		道南地区	1,106	-28	1,195	-19	1,282	-84	1,466	-134
		道北地区	0	0	0	0	0	0	0	0
		道東地区	2,076	45	2,076	45	2,076	45	2,077	46
	年齢別	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0
		18~19歳	1,156	128	1,156	73	1,174	58	1,207	73
20~54歳		1,120	-60	1,212	-18	1,307	-77	1,490	-136	
55~59歳		1,274	-233	1,590	18	1,599	-248	1,709	-731	
60~64歳		1,048	-66	1,048	-258	1,201	-139	1,333	-126	
65歳以上		1,000	1000	1,000	1000	1,048	1048	1,048	1048	
男性	計	1,106	-30	1,200	-18	1,307	-65	1,505	-121	
	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18~19歳	1,156	128	1,156	73	1,174	58	1,207	73	
	20~54歳	1,107	-77	1,213	-35	1,309	-77	1,504	-139	
	55~59歳	1,590	83	1,590	18	1,635	-189	1,709	-731	
	60~64歳	1,048	-66	1,048	-262	1,201	-139	1,333	-126	
	65歳以上	1,000	1000	1,000	1000	1,048	1048	1,048	1048	
女性	計	1,130	-6	1,146	-20	1,235	16	1,348	44	
	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18~19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20~54歳	1,130	-6	1,130	-36	1,235	16	1,348	44	
	55~59歳	1,274	-910	1,274	-910	1,274	-910	1,274	-910	
	60~64歳	2,425	1119	2,425	1119	2,425	1119	2,425	1119	
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	

[解説]

- 第1・20分位数: 全体の20分の1の順位(5%)に当るものが、第1・20分位数。
- 第1・10分位数: 全体の10分の1の順位(10%)に当るものが、第1・10分位数。
- 第1・4分位数: 全体の4分の1の順位(25%)に当るものが、第1・4分位数。
- 中位数: 全体の2分の1の順位(中央)に当るものが、中位数。
- 未満率: 最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合。
- 影響率: 最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合。

05年
 総括表(1) (産業・事業形態別の資金調度別、業種別、地域別、年齢別表)
 1000円
 就業形態：全て(一般+パート)
 産業：鉄鋼業
 業種別運用除外除く

期間別 (3ヶ月を隔く)	合計	業種別			地域別			年齢別								
		10~29人			30人以上			道央	道北	道東	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
		1~9人	10~29人	30人以上	道央	道北	道東	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上			
計	2,769	19	101	2,649	244	2,521	4			71	2,424	197	62	15		
円	13			13		13					13					
	979			(0.5)		(0.5)					(0.5)					
980 -	989			15		15					15					
	(0.5)			(0.6)		(0.6)					(0.6)					
990 -	999	1		28		29					29					
	(1.0)	(5.3)		(1.1)		(1.1)					(1.2)					
1000 -	1009	1		45	2	44					44			2		
	(1.6)	(5.3)		(1.7)	(0.7)	(1.7)					(1.8)			(12.3)		
1010 -	1019	1		45	2	44					44			2		
	(1.6)	(5.3)		(1.7)	(0.7)	(1.7)					(1.8)			(12.3)		
1020 -	1029	1		45	2	44					44			2		
	(1.6)	(5.3)		(1.7)	(0.7)	(1.7)					(1.8)			(12.3)		
1030 -	1039	1		47	2	47					47			2		
	(1.8)	(5.3)		(1.8)	(0.7)	(1.8)					(1.9)			(12.3)		
1040 -	1049	1		74	2	76					76			15		
	(2.8)	(5.3)		(2.1)	(0.7)	(3.0)					(2.1)			(100.0)		
1050 -	1059	1		87	2	90					90			13		
	(3.3)	(5.3)		(3.1)	(0.7)	(3.6)					(2.6)			(20.9)		
1060 -	1069	1		102	4	104					104			13		
	(3.9)	(5.3)		(4.2)	(1.5)	(4.1)					(3.3)			(20.9)		
1070 -	1079	1		102	4	104					104			13		
	(3.9)	(5.3)		(4.2)	(1.5)	(4.1)					(3.3)			(20.9)		
1080 -	1089	1		115	4	118					118			13		
	(4.4)	(5.3)		(5.2)	(1.5)	(4.7)					(3.8)			(20.9)		
1090 -	1099	1		115	4	118					118			13		
	(4.4)	(5.3)		(5.2)	(1.5)	(4.7)					(3.8)			(20.9)		
1100 -	1149	1		195	7	198					198			13		
	(7.4)	(5.3)		(8.3)	(3.0)	(7.4)					(1.5)			(20.9)		
1150 -	1199	1		260	12	263					263			13		
	(9.9)	(5.3)		(13.5)	(5.0)	(10.4)					(8.9)			(20.9)		
1200 -	1249	2		457	14	464					464			26		
	(17.3)	(10.5)		(18.8)	(5.8)	(18.4)					(15.1)			(41.8)		
1250 -	1299	2		686	14	686					686			28		
	(25.6)	(10.5)		(21.9)	(5.8)	(27.6)					(24.1)			(45.1)		
1300 -	1349	2		868	19	875					875			32		
	(32.3)	(10.5)		(32.8)	(8.0)	(34.7)					(31.5)			(51.7)		
1350 -	1399	2		1,001	21	1,012					1,012			46		
	(37.3)	(10.5)		(37.8)	(8.7)	(40.2)					(36.7)			(74.3)		
1400 -	1449	2		1,176	33	1,181					1,181			53		
	(43.8)	(10.5)		(44.4)	(13.6)	(46.8)					(43.8)			(85.9)		
1450 -	1499	2		1,334	43	1,342					1,342			53		
	(49.8)	(10.5)		(50.4)	(15.1)	(53.3)					(50.6)			(85.9)		
1500 -	2,769	19	101	2,649	244	2,521	4				2,424	197	62	15		
	(100.0)	(100.0)		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)				(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		
平均労働者数	254,576	336,996	278,794	253,061	313,713	248,722	335,711				253,608	307,594	215,301	162,355		
月一人当たり労働時間	1,528	2,135	1,642	1,519	1,906	1,491	2,132				1,917	1,828	1,333	1,042		
第1・2・0分位	1,107	1,158	1,170	1,167	1,174	1,166	1,158				1,167	1,168	1,162	1,156		
第1・1・0分位	1,200	1,225	1,082	1,107	1,174	1,106	2,076				1,120	1,274	1,048	1,000		
第1・4分位	1,294	1,225	1,174	1,200	1,427	1,195	2,076				1,212	1,590	1,048	1,000		
中四分位	1,504	2,076	1,364	1,294	1,659	1,282	2,076				1,307	1,598	1,201	1,048		
四分位	1,528	2,076	1,364	1,294	1,659	1,282	2,076				1,480	1,708	1,333	1,048		
標準偏差	0.1288	0.1164	0.1541	0.1247	0.1334	0.1187	0.1268				0.1209	0.0643	0.0755	0.0003		

統計表(2) (産業・就業形態別の賃金階層別、性別年齢別)
05年

1000円

単位：千円

就業形態：全て(一般+パート)

産業別除外除く

期間当り所定内賃金額 (3手場を除く)	合計					男					女				
	男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	2,769	2,590	71	2,262	183	60	15	179			163	14	2		
円	13	13		13											
-	979	(0.5)		(0.6)											
980 -	989	15		15											
990 -	999	28		28											
1,000 -	1,009	(1.1)		(1.2)				1			1				
		45		43				(0.6)			(0.6)				
		(1.7)		(1.9)				(0.6)			(0.6)				
1,010 -	1,019	45		43				1			1				
		(1.7)		(1.9)				(0.6)			(0.6)				
1,020 -	1,029	45		43				1			1				
		(1.7)		(1.9)				(0.6)			(0.6)				
1,030 -	1,039	48		46				1			1				
		(1.8)		(2.0)				(0.6)			(0.6)				
1,040 -	1,049	73		46		13		4			4				
		(2.8)		(2.0)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,050 -	1,059	87		60		13		4			4				
		(3.4)		(2.6)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,060 -	1,069	103		76		13		4			4				
		(4.0)		(3.3)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,070 -	1,079	103		76		13		4			4				
		(4.0)		(3.3)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,080 -	1,089	117		88		13		4			4				
		(4.5)		(3.9)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,090 -	1,099	121		117		13		4			4				
		(4.4)		(4.4)		(21.5)		(2.3)			(2.5)				
1,100 -	1,149	186		157		13		19			19				
		(7.4)		(6.9)		(21.5)		(10.7)			(11.7)				
1,150 -	1,199	275		194		13		21			21				
		(9.8)		(8.6)		(21.5)		(11.8)			(13.0)				
1,200 -	1,249	428		317		26		50			50				
		(16.5)		(14.0)		(43.1)		(28.0)			(30.7)				
1,250 -	1,299	634		521		28		76			63				
		(24.5)		(23.0)		(46.5)		(42.5)			(38.7)				
1,300 -	1,349	797		680		32		85			85				
		(30.8)		(30.1)		(53.3)		(54.6)			(92.5)				
1,350 -	1,399	909		778		46		124			111				
		(35.1)		(34.4)		(76.6)		(69.7)			(92.5)				
1,400 -	1,449	1,090		951		53		124			111				
		(42.1)		(42.1)		(88.5)		(69.7)			(92.5)				
1,450 -	1,499	1,251		1,110		53		128			115				
		(48.3)		(49.1)		(88.5)		(71.8)			(70.9)				
1,500 -	1,549	2,590		2,262		60		179			163				
		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)			(100.0)				
月平均賃金額	254,576	265,715	193,171	264,994	313,225	210,103		238,034			236,977				
第一四分位	157	157	156	158	156	130		140			136				
第二四分位	107	106	115	107	106	106		110			110				
第三四分位	1,200	1,200	1,196	1,196	1,196	1,000		1,146			1,130				
第四四分位	1,504	1,505	1,207	1,509	1,635	1,201		1,235			1,235				
標準偏差	0.1288	0.1260	0.0139	0.1198	0.0688	0.0667		0.1100			0.1100				
標準偏差係数															

【上段】

【下段】

資料作成日

鉄鋼業最低賃金影響率一覧（現行1,000円）

	全労働者		全労働者
1円（1001円）	1.12%	28円（1028円）	1.66%
2円（1002円）	1.12%	29円（1029円）	1.66%
3円（1003円）	1.12%	30円（1030円）	1.66%
4円（1004円）	1.59%	31円（1031円）	1.66%
5円（1005円）	1.59%	32円（1032円）	1.66%
6円（1006円）	1.59%	33円（1033円）	1.66%
7円（1007円）	1.59%	34円（1034円）	1.66%
8円（1008円）	1.59%	35円（1035円）	1.66%
9円（1009円）	1.59%	36円（1036円）	1.66%
10円（1010円）	1.66%	37円（1037円）	1.66%
11円（1011円）	1.66%	38円（1038円）	1.66%
12円（1012円）	1.66%	39円（1039円）	1.73%
13円（1013円）	1.66%	40円（1040円）	1.77%
14円（1014円）	1.66%	45円（1045円）	1.84%
15円（1015円）	1.66%	50円（1050円）	2.82%
16円（1016円）	1.66%	55円（1055円）	2.82%
17円（1017円）	1.66%	60円（1060円）	3.32%
18円（1018円）	1.66%	65円（1065円）	3.86%
19円（1019円）	1.66%	70円（1070円）	3.86%
20円（1020円）	1.66%	75円（1075円）	3.86%
21円（1021円）	1.66%	80円（1080円）	3.86%
22円（1022円）	1.66%	85円（1085円）	4.37%
23円（1023円）	1.66%	90円（1090円）	4.37%
24円（1024円）	1.66%	95円（1095円）	4.37%
25円（1025円）	1.66%	100円（1100円）	4.37%
26円（1026円）	1.66%	105円（1105円）	4.37%
27円（1027円）	1.66%	110円（1110円）	5.31%

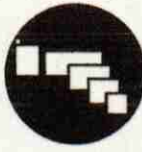
最賃未満率：全労働者 1.047 %（0.227 %）

※（ ）は前年度

最低賃金に関する実態調査 最低賃金に関する基礎調査票

(令和5年6月)

厚生労働省



政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

(記入上の注意)

- ※欄は記入しないでください。
- 令和5年6月1日現在(ただし、2の(8)~(10)については実績ではなく、令和5年6月分の見込み)の状況を記入してください。
- 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って、 (太線) の中に記入してください。数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を①のように○で囲んでください。
(注1) 労働者には以下の者を除きます。ただし、口又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含まれます。
イ. 事業主、社長、ロ. 理事、取締役などの役員、ハ. 家族従業員
(注2) 2の(13)について、例えば土曜日など1日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

※ 都道府県番号	※ 市区町村番号	※ 事業所番号	※ 産業分類番号	※ 事業所番号	※ 対象区分
			大 中 小		

送 給 先 TEL	-
主要な生産品の名称 又は事業の内容 (主とは総売上高の最も多いものをいいます。)	
記入担当者	
法人番号	

注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

1. 事業所に関する事項 (注)

事業所の労働者数(注1) (臨時、パートを含む) 令和5年6月1日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

上記1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、1人おきに選んで、記入してください。

(1) 一連番号	(2) 労働者番号 (番号、記号、氏名(オニシヤル)等どのような方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますので、お間違いに気がつくように入力してください)	(3) 性別		(4) 年齢	(5) 勤続年数	(6) 職種又は仕事の内容 [※(送給先)が2の事業所のみ記入してください。例えば、ブレス工、溶接工、金属検査工、印刷片付け、洗浄、運搬、はんだ付けなどと具体的に記入してください。なお、技能習得中の場合は(技能習得中)と記入してください。]	(7) 基本給の賃金形態及び6月の基本給額 6月の賃金形態は月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間額を、記入してください。月給の場合は、家族でなく、本職することなく働いた場合(出来高制の場合は通常の標準で働いた場合に支払われるべき金額)を記入してください。	(8) 6月分の諸手当(月額)			(9) 5月の所定労働日数 月間の所定労働日数を記入してください。	(10) 1日の所定労働時間 月間の所定労働時間を記入してください。	(11) 1日の実定労働時間数 実働時間を記入してください。	※ 事務処理欄
		男	女					精進手当	通勤手当	家族手当				
1		1	2	1	2	3	4	5	6					
2		1	2	1	2	3	4	5	6					
3		1	2	1	2	3	4	5	6					
4		1	2	1	2	3	4	5	6					
5		1	2	1	2	3	4	5	6					
6		1	2	1	2	3	4	5	6					
7		1	2	1	2	3	4	5	6					
8		1	2	1	2	3	4	5	6					
9		1	2	1	2	3	4	5	6					
0		1	2	1	2	3	4	5	6					

(注) 2枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

令和4年度北海道特定最低賃金の改正決定に係る審議結果(概要)

令和5年3月末日現在

最低賃金の件名		処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	鉄 鋼 業	電気機械器具製造業、情報 通信機械器具製造業、電子 部品・デバイス製造業	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業
1	改正決定に係る関係労働団体からの申出	R4.7.12	R4.7.1	R4.6.22	R4.7.8
2	審議会に対する改正決定の必要性の有無の諮問	R4.7.28	R4.7.28	R4.7.28	R4.7.28
3	審議会における改正決定の必要性の有無の審議	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
4	審議会より改正決定の必要性「有」の答申	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
5	審議会に対する金額の改正決定についての諮問	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
6	改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する一般公示	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8	R4.8.8
7	意見提出締切期日	R4.8.23	R4.8.23	R4.8.23	R4.8.23
8	意見提出の有無	無	無	無	無
9	専門部会の開催				
	第1回専門部会 (委員構成・審議)	R4.9.8	R4.9.12	R4.9.15	R4.9.22
	第2回専門部会 (審議)	R4.9.27	R4.9.20	R4.9.28	R4.9.30
	第3回専門部会 (審議・結審)	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
	第4回専門部会				
10	審議会より金額の改正決定についての答申	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
11	審議会の意見要旨に関する一般公示	R4.10.3	R4.9.27	R4.9.30	R4.10.4
12	異議申出及び意見・情報の締切期日	R4.10.18	R4.10.12	R4.10.17	R4.10.19
13	異議申出及び意見・情報の有無	無	無	無	無
14	改正決定の官報公示	R4.11.1	R4.10.26	R4.10.31	R4.11.2
15	効力発生の日	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.1	R4.12.2
16	最低賃金額(時間額)	954円	1000円	955円	948円

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番 号	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	920	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	954	R4.12.1
		鉄鋼業	1,000	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	955	R4.12.1
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	948	R4.12.2
青 森	853	鉄鋼業	958	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888	R4.12.21
		各種商品小売業	882	R5.2.19
		自動車小売業	919	R4.12.21
岩 手	854	鉄鋼業、金属練製品、その他の金属製品製造業	908	R4.12.31
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	886	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	877	R4.12.31
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	903	R5.1.1
宮 城	883	鉄鋼業	983	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919	R4.12.15
		自動車小売業	946	R4.12.15
秋 田	853	非鉄金属製錬・精製業	933	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	891	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業	938	R4.12.25
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	897	R4.12.25
山 形	854	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	919	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	903	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業	919	R4.12.25
		自動車整備業	923	R4.12.25
福 島	858	非鉄金属製造業	912	R5.1.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	889	R4.1.13
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	880	R4.12.30
		輸送用機械器具製造業	916	R4.12.24
		自動車小売業	922	R4.12.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最低賃金	業種	時間額	期日 発生日
茨城	911	鉄鋼業	1,004	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	964	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	961	R4.12.31
		各種商品小売業	881 (※)	R3.12.31
栃木	913	塗料製造業	1,023	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	971	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	971	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	978	R4.12.31
		各種商品小売業	874 (※)	R2.12.31
群馬	895	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	976	R4.12.29
		ポンプ・圧縮機、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	965	R4.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.29
		輸送用機械器具製造業	965	R4.12.29
埼玉	987	非鉄金属製造業	1,006	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013	R4.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,013	R4.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	1,022	R4.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	1,018	R4.12.1
千葉	984	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	1,054	R4.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,013	R4.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東京	1072	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番 号	業 種	時間額	効力 発生日
神奈川	1,071	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新潟	890	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.28
		各種商品小売業	842 (※)	R1.12.31
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	961	R4.12.29
富山	908	アルミニウム第2次鍛錬・精製業、アルミニウム・合金圧延業、アルミニウム・合金鋳物、アルミニウム・合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	960	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	910	R4.12.22
		百貨店、総合スーパー	915	R4.12.28
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石川	891	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	783 (※) 6,102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	971	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	923	R4.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	971	R4.12.31
		百貨店、総合スーパー	915	R4.12.31
福井	888	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	915	R4.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	R2.12.24
山梨	898	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	959	R4.12.30
		自動車・同附属品製造業	961	R4.12.25
長野	908	印刷、製版業	850 (※)	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船舶機関製造業	956	R4.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	945	R4.12.14
		各種商品小売業	910	R4.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別番号	業種	時間額	効力発生日
岐阜	910	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929	R4.12.21
		自動車・同附属品製造業	972	R4.12.21
		航空機・同附属品製造業	991	R4.12.21
静岡	944	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915 (※)	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	979	R4.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	995	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	964	R4.12.21
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21
愛知	986	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		鋳鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,018	R4.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968 (※)	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	997	R4.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
自動車(新車)小売業	943 (※)	R2.12.16		
三重	933	ガラス・同製品製造業	923 (※)	R3.12.21
		鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	970	R4.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	952	R4.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	987	R4.12.21
滋賀	927	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	967	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	978	R4.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	965	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	981	R4.12.31
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番号	業 種	時間額	初日 発生日
京 都	968	金属成形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機等製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	986	R5.1.27
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	993	R5.1.27
		各種商品小売業	938 (※)	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939 (※)	R4.1.26
大 阪	1023	塗料製造業	1,031	R4.12.1
		鉄鋼業	996 (※)	R4.1.22
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993 (※)	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,028	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994 (※)	R3.12.1
		自動車・同附属品製造業	998 (※)	R3.12.1
		自動車小売業	993 (※)	R3.12.1
兵 庫	960	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	1,000	R4.12.1
		鉄鋼業	1,024	R4.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	993	R4.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	963	R4.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	961	R4.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,034	R4.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
		自動車小売業	963	R4.12.1
奈 良	896	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891 (※)	R3.12.29
		自動車小売業	892 (※)	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日曜)	H1.1.25
和歌山	889	鉄鋼業	1,008	R4.12.30
		百貨店、総合スーパー	869 (※)	R3.12.30
鳥 取	854	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	R4.12.17
		各種商品小売業	718 (※)	H28.12.17

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別番号	業種	時間額	初日発生日
島根	857	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	987	R4.11.30
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963	R4.12.22
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	882	R4.12.18
		自動車・同附属品製造業	951	R4.12.28
		百貨店、総合スーパー	750 (※)	H29.11.22
		自動車(新車)小売業	932	R4.12.11
岡山	892	耐火物製造業	954	R4.12.30
		鉄鋼業	1,010	R4.12.4
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温調調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	972	R4.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	932	R4.12.30
		自動車・同附属品製造業	956	R4.12.10
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,003	R4.12.28
		各種商品小売業	910	R4.12.11
広島	930	製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	1,024	R4.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	969	R4.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	984	R4.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	953	R4.12.31
		自動車・同附属品製造業	964	R4.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	999	R4.12.31
		各種商品小売業	903 (※)	R3.12.31
		自動車小売業	958	R4.12.31
山口	888	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	1,024	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	948	R4.12.15
		輸送用機械器具製造業	985	R4.12.15
		百貨店、総合スーパー	907	R4.12.15
徳島	855	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	977	R4.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942	R4.12.21
香川	878	冷凍調理食品製造業	849 (※)	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,000	R4.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	942	R4.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,003	R4.12.30

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 番 号	業 種	時間額	月 賃 金 日
愛 媛	853	パルプ、紙製造業	977	R4.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	963	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947	R4.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	985	R4.12.25
		各種商品小売業	854	R4.12.25
高 知	853	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福 岡	900	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1,010	R4.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	977	R4.12.10
		輸送用機械器具製造業	987	R4.12.10
		百貨店、総合スーパー	897 (※)	R4.1.7
		自動車(新車)小売業	987	R4.12.10
佐 賀	853	陶磁器・同関連製品製造業	854	R4.12.16
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	929	R4.12.30
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	900	R4.12.24
長 崎	853	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875	R1.11.29
熊 本	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896	R4.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	931	R4.12.15
		百貨店、総合スーパー	855	R4.12.15
大 分	854	鉄鋼業	1,010	R4.12.25
		非鉄金属製造業	965	R4.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	896	R4.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	916	R4.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	902	R4.12.25
宮 崎	853	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831 (※)	R3.12.24
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	890	R4.12.14

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和4年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
鹿児島	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842 (※)	R3.12.17
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	902	R4.12.22
沖縄	853	畜産食料品製造業	683 (※)	H25.12.11
		糖類製造業	769 (※)	H30.11.25
		清涼飲料、酒類製造業	686 (※)	H25.11.23
		新聞業	879	R4.11.17
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。